

令和4年6月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年6月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

手島富士雄 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局

皆様、おはようございます。

本日の総会につきましては、24名の農業委員による通常規模での開催で行うこととなりました。

御承知のとおり、5月31日をもって福岡県コロナ警報が解除されまして、久留米市においても、感染者につきましては減少傾向でございます。

こうしたことを踏まえまして、先日、代表者会議のほうで協議をさせていただきまして、その結果、6月総会からは感染防止対策として、時間短縮を図りながら、24名の農業委員全員で開催させていただくこととなりました。

今後も、感染の広がりや情勢を見ながら、開催方法につきましては代表者会議に諮りまして決めさせていただきたいというふうに考えております。引き続き、委員の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、6月総会に当たりまして、報告申し上げます。

本日、現員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第2条第3項の規定によりまして、総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、おはようございます。今、大変お忙しい中、農繁期の多忙な時期にこのような形で総会開催ということで、皆様方につきましては、大変な時期に総会に出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今、局長のほうから話がありましたように、局長が説明したとおりの開催でやりますけども、これは先般、代表者会議で協議をさせていただいて、全員参加ということでやろうということに決定をしたところでありますので、そういう形で行っていききたいと思います。

まだまだ感染者の減少はありますけども、なかなか厳しい状況であるようでございますので、できるだけマスクの着用を行っていききたいというふうに考えておりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

そして、大変お忙しい時期ですので、できるだけ簡素化していききたいというふうに思います。説明等につきましては事務局のほうでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただいまより6月農業委員会を開催いたしたいと思っております。御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより、6月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1号議案、審議番号8番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は審議番号8番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、審議番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

3ページをお願いいたします。

所有権移転、西部地域、8番1件です。

以上、審議番号8番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案、審議番号8番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長

ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号8番は可決されました。

審議番号8番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、****委員の出席を求めます。

****委員に報告をいたします。審議番号8番は可決されました。

続きまして、審議番号8番を除く第1号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から、2ページ5番までの5件です。

3 ページをお願いいたします。

西部地域、6番から8番を除く4ページ10番までの4件です。

続きまして、賃借権設定、西部地域、11番から5ページ14番までの4件です。

続きまして、使用貸借権設定、西部地域、15番から6ページ17番までの3件です。

なお、4ページの審議番号11番、5ページの審議番号14番及び15番につきましては、耕作面積の下限5,000㎡を満たしておりませんが、農地法施行規則第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合には例外とするとされており、今回の申請はハウスでイチゴを栽培するものであり、経営が集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、審議番号1番から8番を除く17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。

本議案、審議番号11番から17番までは新規就農者の取得案件ではありますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認頂いているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号8番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号8番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、大橋町常持、畑、15㎡。

申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

2番、申請地、田主丸町以真恵、畑、63㎡。

申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

西部地域、3番、1件です。

3番、申請地、上津町、田、364㎡。

申請理由、申請地に農家住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中での審議番号14番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
1番、申請地、三瀨町原田、畑、149㎡。
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。
変更内容、転用事業者が*****から*****へ、転用目的が自己用住宅から特定建築条件付売買予定地（2区画）及び宅地分譲（2区画）へ変更するものです。こちらにつきましては、令和3年7月12日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号14番と関連案件となっております。
続きまして、9ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から10ページ6番までの6件です。
1番、申請地、大橋町常持、畑、418㎡。
申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。
2番、申請地、善導寺町木塚、畑、400㎡。
申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
3番、申請地、善導寺町島、田、2,451㎡。
申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場及び貸資源物回収広場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町以真恵、畑、256㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

10ページをお願いいたします。

5番、申請地、田主丸町益生田、田、450㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、田主丸町益生田、田、348㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、7番から12ページ14番までの8件です。

7番、申請地、荒木町白口、田、889㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

8番、申請地、荒木町藤田、田、135㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、露天資材置場として利用するものです。

11ページをお願いいたします。

9番、申請地、藤光町、田、4筆、計7,842㎡。

申請理由、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置するものです。

10番、申請地、城島町内野、畑、27㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。

11番、申請地、三漕町壺町原、畑、1.72㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、ごみ収集場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、三漕町西牟田、畑、420㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

13番、申請地、三漕町高三漕、田、525㎡。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅2戸を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、三漕町原田、畑、149㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（2区画）及び宅地分譲（2区画）として利用するものです。

審議案件は以上となります。

なお、9ページの審議番号3番及び11ページの審議番号9番の案件につきましては、
県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

委 員 審議番号の9番の、申請地を取得して太陽光発電設備を設置するものとありますけ
ど、これは農業型の太陽光発電じゃないんですよね。

事 務 局 はい、違います。

委 員 全部がということですね。

事 務 局 はい。

委 員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

「なしの声」

議 長 ないようでしたら、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。
それでは、3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

- 議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号3番及び9番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業等のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局** 13ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。
1番、申請人、田主丸町殖木、*****、経営面積2万1,456㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、田主丸町恵利、*****、経営面積3万8,220㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で説明を終わります。
- 議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- 委 員** 確認ですけれども、2番の方は年齢が90歳、これは間違いはない。
- 事 務 局** 間違いございません。今、現役で農機具にも乗られてというふうに聞いておりますし、後継者がいらっしゃるそうです。
- 委 員** ああ、後継者いらっしゃる。はい、分かりました。
- 議 長** 他にございませんか。

「なしの声」

議 長 他にないようでしたら、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、8件、2、利用権設定（通年作）、1,054件、3、利用権設定（期間借地）、59件です。

利用権設定につきましては、久留米市では年に2回、6月と11月に決定しており、今月は6月16日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

15ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から3番までの3件です。

1番、所在地、善導寺町飯田、田、3筆、計2,441㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、大善寺町中津及び大善寺町宮本、田、5筆、計4,085㎡、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、山本町耳納、畑、5筆、計4,024㎡、推進機構からの買入れとなります。

16ページをお願いいたします。

第2区、4番、5番の2件です。

4番、所在地、田主丸町朝森及び田主丸町恵利、田、2筆、計768㎡、推進機構へ

の売渡しとなります。

5番、所在地、田主丸町豊城、田、2筆、計2,724㎡、推進機構への売渡しとなります。

第3区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、北野町大城、田、246㎡、推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、北野町金島、田、2,818㎡、推進機構からの買入れとなります。

17ページをお願いいたします。

第4区、8番の1件です。

8番、所在地、城島町上青木、田、2筆、計2,299㎡、推進機構からの買入れとなります。

18ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）、こちらは右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数1,054件、筆数2,731筆、設定面積379万1,668.15㎡です。

19ページをお願いいたします。

2、利用権設定（期間借地）。こちらについても右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数59件。筆数149筆。設定面積30万912.74㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から8番まで、2、利用権設定（通年作）1,054件、3、利用権設定（期間借地）59件。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、

久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第7号議案久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の第8号議案久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをお願いいたします。

第7号議案久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

第7号議案と第8号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更する、いわゆる農振除外を行うことに対する意見を所管部局の農政課へ回答するためにお諮りしているものとなっております。

また、対象農地が土地改良事業の受益地の場合には、整備計画を変更する前に振興計画を変更する必要がありますので、第7号議案で振興計画の変更を行った後に第8号議案にて整備計画の変更を行うものとなっております。

それでは、議案に戻りまして、1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。①久留米市、旧久留米地域農業振興計画の1件。②久留米市三潞地域農業振興計画の1件です。

整備計画1、振興計画は旧久留米の分です。資材置場及び作業者駐車場を設置するものとなっております。申請地は荒木町白口の田、5筆、計2,272㎡を変更するものとなっております。地図ナンバーは19です。

続きまして、整備計画4、振興計画は三潞町の分です。住宅敷地の拡張で、進入路及び農業用倉庫の設置として利用するものです。申請地、三潞町生岩、畑・田が2筆、計103㎡を変更するものです。地図ナンバーは22です。

意見（案）といたしましては、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当であるとしております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第8号議案久留米市農業振興地域整備計画の変更について、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について、整備計画1から4まで

の4件です。なお、整備計画の1及び4につきましては、第7号議案と内容が重複しておりますので、説明を割愛させていただきます。

それでは、整備計画の2、こちらは農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。申請地は山本町豊田の田、2筆、計1,738㎡のうち523㎡を変更するものです。地図ナンバーは20です。

整備計画3、こちらは住宅敷地を拡張し、農業用資材置場として利用するものです。申請地は北野町中島の田、1,031㎡を変更するものです。地図ナンバーは21です。

2の意見(案)といたしましては、本計画の変更(案)につきましては、農業委員会としては周辺の農業生産に特段の支障はないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 この7号議案と8号議案の1番ですね、両方共になるんですけど、この申請者の方の中にいわゆる転用の違法転用というか、無断転用ではなくて、荒れた農地をそのまま放置されているというのがあって、それに対して、今回の、この申請を受けるに当たって、この辺にそぐうところを改善してもらおうということを求めるということを、前回、話をしたと思うのですけれども、それに対して先方はどのように……。伺えますか。事務局にお尋ねします。

事 務 局 内容がよく分からなかったのですけれども。

委 員 すいません。確か、*****が大善寺町、荒木町かな、あそこに転用して、転用というか地上げをして、無断転用している資材置場がありましたよね。*****のところ。それに対して、今回の申請を受けるに当たって……。

事 務 局 同じ申請地で転用事業者が今回変わっております。以前の転用事業者は、おっしゃるとおり無断転用がございましたので、その方が解消されるまでは、これは除外できないということで制限をかけておまして、1年、2年、何年間かを通じて、ずっと見ておりましたところ、解消されなかったので、その事業者は、もう今回の申請地からは辞退されておまして、今回の転用事業者は全く別の、制限がかかっ

ない事業者になっておりますので、今おっしゃっている案件とは中身的には別の案件になっております。

委員 確かに別の案件ではあるのですが、固有名詞を出していいですか、****の無断転用の農地に関しては、*****のほうも、一部、いろんな意味で関わっていらっしやったので、そういう点について注意をするというようなことを、前回、お話をされていたと思うのですが、ですから、*****に対して、今後そういうことがないようにというような話をするということだったと思いますけれども。違いますかね。現地確認のついでのと看に、そういう話が確か出たと思います。覚えていらっしやいませんか。確かに、*****とは、もう今は関係ないと思うんですよね。ですが、もともとが、当初、*****のところを*****が確か関わっていらっしやったはずなんですけど。ですから、*****の問題がクリアにならなければというのが気になります。

事務局 以前から、ここはずっと上がっていた案件ではあったのですが、今回の整理といたしましては、あくまで前出されていた、転用を計画されていた事業者さんが、そういうふうになっているところがあったので、その解消が確認できないと、そのままではだめですよという制限をずっとかけて、どちらかという、もう受付をしていなかったところなので、今回、農政課のほうも、その事業者さんではない、変更されたというところで、逆に言うと、制限をかけるにはできないところになっているというふうな認識でございますけれど。

委員 前回、この転用をされる事業者としては、*****だったはずなんですよね。それが、今度、業者が変わりましたと。確かに、問題はないと思うのですが、結局、こういうことが繰り返されて、いわゆる資材置場になって、一時転用がいつの間にか永久転用になってしまっ、そういうのは先日、私は大善寺でも、解消されたかどうか見に来てくださいという依頼があったので、確認に行きましたところ、すぐにでもロープを外したら、いわゆる今後農地に戻ることはないと思えるようなものが実際にあるわけです。業者が変わったから、はい、許可ですと。だけど、その中に、いろいろ問題のある方が関わっているということであれば、やはりその辺りを本当にちゃんと確認して、後で指導ができるような形とか、そういうものを農業委員会のほうで取るべきなんじゃないかなと思っ、まして発言しました。確かに問

題はないと思います。すいません。ありがとうございました。

事務局 事務局からの補足ですけれども、今回の申請地に当たっては、制限をですね、別の業者であれば、そういう実績がなければ受けざるを得ないのですが、その****が、業者名を出すとあれですけれども、その無断転用が解消されていない、その場所については、それもオーケーになったというわけではなくて、そこはずっと指導し続けていかないといけないという認識を持っております。

委員 分かりました。

議長 ****に制限がかかっておったということではないか。

事務局 はい。

議長 ****じゃなくして、****に変わって****にはそういうことがないということで、議案として上げたということですね。

事務局 そうです。（発言する者あり）

委員 基本的には問題はないと思うのですが、19番の地図なんかを見ていただくと分かると思うのですが、いわゆる資材置場としては進入路が狭過ぎますし、本当に資材置場に使うのが目的なのかなと感じられるような土地で、前回、****が、この申請に関わっていらっやって、そのときも、ここを資材置場にするにはどうかなと思っていたんですよ。そのときは無断転用の物件がありましたので、実際に、****と足を運んで話をしたというようなこともありまして、今回、今度は事業者が変わって、そしてまた出てきた。例えば、****が資材置場として使うという意味では、確かに****の資材置場としては、ちょっと狭いし、先ほど言った無断転用のところを私たちが、もうだめですよ、いけませんよということを何回も指摘するので、****の事務所からはすごく近くではあったのですが、ただ、今回は、距離がちょっと離れているんですね。三潴町なんです。三潴町西牟田から、わざわざトラックを近づけるのにも狭いような道路に接したところを、しかも2枚の圃場に分かれまして、1枚目なんかは、どうやっ

てここは近づくんだらうというような所に、資材を置くんだよというようなことで両方が今回の申請に上がってきているわけです。前回の、*****も同じように、今回、*****の名前で上がってきているんです。こういう場所でなければ、例えばダンプカーが入りやすいとか、重機なんかも下ろしやすいとか、そういうところであれば分かるんですけど、別の理由があるんじゃないかなと思うような気がして、その中で、*****のときと懇意にされている*****の名前も入っているということに関しては、どうかなと思っています。（発言する者あり）

議 長 実際は、資材置場になるのかということでしょう。

委 員 そうですね。

議 長 それについては、農政課が現地を確認して、今後指導していかないといけないと思う。また、そういうような同じところであれば、それなりの対応をしなきゃいかんと思うから、実際に転用されて、調べたら、資材がきちんと置かれたかどうかの確認をしてください。そして、資材置場として利用されるなら、それで仕方ない。場所が悪いとか環境が悪いじゃなくして、何か工夫して置かっしゃれば、それが何も置かれないというような状況になると、これは取消をさせて、それに毅然としていかなければいかん。8月くらいには農地パトロールをするから、そのときにはきちんと農地パトロールを行っていただいて、現地確認をするというような形で進んでいかないと、これは申請が上がっておるから。

委 員 除外、これは除外だから、除外が終わって、そして転用の申請になるのだから。

議 長 そうそう、そうです。そういう形の段取りでよかですか。そういうことでさせていただきます。よろしく願いいたします。

他にございませんか。

「なしの声」

議 長 それでは他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採

決をいたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
続いて、第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
それでは、続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略をいたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、質疑がないようですので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10

条第2項の規定により、1番、赤司久美委員、13番、田中文委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。